



Title	中核市への移行に伴う市保健所の開設について
Author(s)	森脇, 俊
Citation	大阪公衆衛生. 2004, 75, p. 24-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83512
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

施設紹介

中核市への移行に伴う市保健所の開設について

高槻市保健所保健予防課長 森脇 俊

高槻市は平成15年4月1日をもって中核市に移行しました。中核市とは人口30万人以上、面積100平方キロメートル以上などの条件を満たした場合、市の事務権限を強化し、住民の身近で行政を行うことができるようにした制度です。

中核市になると、身体障害者手帳の交付などの社会福祉に関する事務、産業廃棄物処理施設の指導、許可等の環境保全に関する事務、都市計画に関する事務など、様々な権限を持つこととなりますが、最も権限が強化されるものは市が独自で保健所を設置し、保健衛生業務を担う点にあります。

高槻市保健所は以前の大阪府高槻保健所の施設をそのまま引き継ぎ、また保健センターを保健所の組織に組み込んだ形でスタートしています。

1. 組織

保健所の職員は総数79名で、内訳は医師2名、保健師34名、ケースワーカー1名、食品、環境、薬事、検査関係技術職18名、放射線技師1名、栄養士3名、事務職20名となっています。

組織は保健総務課、保健衛生課、保健予防課及び健康増進課の4課体制となっています。大阪府からは22名の職員が派遣されており、業務の円滑な移管を行うとともに、市職員への指導を行っています。

- (1) 保健総務課・・・保健所全体の総務、医事、薬事関係、庁舎管理等
- (2) 保健衛生課・・・食品衛生、環境衛生、動物管理、衛生検査等
- (3) 保健予防課・・・感染症対策、難病対策、精神保健、被爆者援護等

- (4) 健康増進課・・・母子保健、市民検診、栄養・健康相談等

2. 府保健所（健康プラザ）との相違

保健所は本庁の一組織として位置付けられ、予算編成、議会対応も独自で行います。このため、事業計画等も大阪府のように本庁各課が企画するのではなく、保健所自身が立案し、実行することとなるので、できる限り市民の目線に近いところで業務を行うことができるように努力しています。

3. 今後の方向性

まだ業務を開始したばかりであり、不慣れな面も多々ありますが、府からの出向者も市職員も保健所業務を軌道に乗せるべく、努力しています。市保健所の独自性を活かし、より市民のニーズを捉えた事業を展開していこうと、所長以下、毎日張り切って仕事をしています。お近くまで来られた際は是非、お立ち寄りいただき、保健衛生業務について意見交換をさせていただきたく、お待ちしております。

